

公益信託三代奨学基金
令和 8 年度奨学生募集要項

はじめに

この公益信託は、人物、学業ともに優れ、かつ、健康でありながら、経済的事情により修学が困難な高校生に対し育英奨学事業を行い、将来社会に貢献しうる有用な人材を育成することを念願して、故 三代半次郎氏が設定したものです。

奨学金を希望される方は、将来の展望をしっかりとったうえで、以下の項目を参照にして応募してください。

1. 応募できる者

茨城県内の中学校に在学し、令和8年4月に高等学校^(注1)の全日制課程に進学を希望する者のうち、次のいずれにも該当する者。

(注 1) 高等専門学校進学希望者は対象外。

(1) 高校生活上奨学金の援助を必要とする者。

(2) 品行方正・志操堅固・健康で学業成績が優秀^(注 2) な者。

(注 2) 成績平均(全科目)が 5.0 満点中、4.0 点以上。

2. 奨学金の額等

(1) 奨学金の額は、月額 22,000 円とする。

(2) 奨学金の給付期間は、高等学校に入学した月から、原則として正規の最短修業年限の終期までとする。

(3) 奨学金は、4 月、10 月の一定日に 6 ヶ月分を合わせて給付する。

(4) 奨学金の給付方法は、予め奨学生が当基金に届け出た銀行口座に振り込む。

3. 採用人数

5 名の予定

4. 応募の手続き

奨学生に応募する者は、次に掲げる申請書類を在学する中学校の学校長を経て、令和 7 年 11 月 28 日(金)(消印有効)迄に当基金に提出する。

(1) 奨学生願書(様式 1 号)

(2) 奨学生推薦状(様式 2 号)

(3) 令和 7 年度 1 学期(前期)の成績、出席状況の分かる書類(調査書、通知表等の写しで学校長の原本証明印のあるもの)

(4) 保護者の令和 6 年の収入が分かる以下の書類(写)のいずれか 1 つ

「給与所得の源泉徴収票」、「確定申告書(第一表・第二表)」、「非課税証明書」(収入が無い場合)

【裏面へ続く】

5. 選考および決定

- (1) 当基金は、4. により申請のあった者につき、当基金に設けた運営委員会に諮り奨学生を内定し、令和8年2月末日までに在学する中学校の学校長を経て、本人に通知する。
- (2) 内定を受けた生徒は高等学校へ入学後、速やかに在学する高等学校経由で在学証明書を当基金へ提出する。その提出を以って正式決定とする。

6. 学業成績の報告

奨学生は、毎学年終了後、学業成績証明書を当基金に提出しなければならない。

7. 異動届出

奨学生は、次に該当する場合は直ちに当基金に届け出なければならない。

- (1) 疾病その他の事故または個人的事情により1か月以上欠席するとき。
- (2) 休学、復学、転学または退学しようとするとき。
- (3) 本人の住所または奨学金振込銀行等その他重要な事項に変更があったとき。

8. 奨学金の休止

奨学生が休学したときは、その期間奨学金の給付を休止することがある。

9. 奨学金の打ち切り

奨学生が次の(1)から(7)までのいずれかに該当すると認められたときは、奨学金の給付を打ち切ることがある。

- (1) 傷害、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 停学、退学等の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績または素行が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。
- (5) 退学したとき。
- (6) 虚偽の申請をしたとき。
- (7) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき。

10. 奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等の不正行為があった場合は、奨学金の一部または全額の返還を求めることがある。

11. 関係書類の郵送先および照会先

〒164-0001 東京都中野区中野 3-36-16

三菱UFJ信託銀行リテール受託業務部公益信託課

TEL:0120-622372(フリーダイヤル)

(受付時間 平日 9:00~17:00 土・日・祝日等を除く)

FAX:03-5328-0586

E-mail: koueki_post@tr.mufg.jp

(メール件名には基金名を必ずご記入ください)